

国 地 契 第 1 1 7 号  
平成 2 7 年 3 月 3 1 日

各地方整備局長 殿

国土交通省大臣官房長  
( 公 印 省 略 )

「建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」  
の一部改正について

標記について、「建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」（平成6年11月14日付け建設省厚第16号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

第2第五号算式中「第1号」を「第一号」、「第2号」を「第二号」、「第3号」を「第三号」、「第4号」を「第四号」に改める。

附 則

この要領は、平成7年度以降に締結する測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の請負契約に係る請負業者の選定等に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領による改正後の建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領は、平成27年度以降に締結する契約に関する事務処理について適用する。